

独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は半世紀以上にわたり今もなおロシアの不法占拠の下に置かれている。

我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、そのための外交努力が重ねられてきたところであるが、その外交交渉を支える力として、北方四島の返還を求める一致した国民世論の存在が不可欠である。

これまでの多年にわたる国民世論の啓発活動及び北方領土返還要求運動の推進により、国民的な合意が形成されてきているが、北方四島の早期返還を実現するためには、今後、国民世論の一層の高揚とその持続が必要である。

また、北方四島の元居住者は、旧ソ連の占拠により島を追われ、引揚げを余儀なくされたが、北方四島の早期返還の強い願いを持ち続け、返還要求運動の中で重要な役割を果たしてきた。これら元島民等が置かれている特殊な事情及び特別な地位にかんがみ、その援護のための施策を実施することが必要である。

このような背景のもと、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的として設立される独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、領土問題という国家の基本に関わる問題について、国と国民とを結ぶ重要な機能を担うことが期待されており、国民世論の啓発、調査研究及び元島民等に対する援護の業務を行うとともに、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、元島民等の事業の経営と生活の安定に必要な資金の貸付業務を行うこととされている。

このような役割を果たすため、「独立行政法人通則法」第 29 条の規定に基づき、協会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

1. 中期目標の期間

協会の中期目標の期間は、平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。

業務経費については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図る。

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成

18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 国民世論の啓発に関する事項

北方領土の返還を求める国民世論の高揚とその持続を図るため、以下の業務を行う。

① 北方領土返還要求運動の推進

返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、中期目標期間中の全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等に対する支援について、毎年度 100 回以上の水準を保つこと等により、北方領土返還のための国民運動を推進する。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題の啓発を行う。

その際、啓発事業の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

③ インターネット等を活用した情報の提供

従来からの媒体に加え、インターネット等を利用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。

④ 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組み（「北方四島交流」という。）の下に、北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を行う。

その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

協会において、有識者の意見を聴取しながら、北方領土問題等に関する調査研究を進め、国民世論啓発等に役立てる。

(3) 元島民等に必要な援護等に関する事項

北方四島の元島民等は、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対して貸付業務をはじめとする援護等のための事業を、以下のように実施する。

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

元島民等により構成される団体が行う返還要求運動や資料収集等の活動に対して支援を行う。

② 元島民等による自由訪問

元島民及びその家族による北方四島の元居住地へのふるさと訪問のための事業を行う。

③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

北方地域旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、リスク管理債権の抑制など財務状況の健全性に留意し、元島民等に対する事業資金、生活資金の貸付業務を実施。

4. 財務内容の改善に関する事項

「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。

5. その他業務運営に関する重要事項

職員の計画的な人事交流、人員の適正な配置等による業務の効率化等を図る。